平成２９年（フ）第２５６号
三重県亀山市南崎町741番地６　林ハイツ203
債務者　㐂山　久治
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５７号
三重県亀山市南崎町741番地６　林ハイツ203
債務者　㐂山　貴子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３５号
鳥取県日野郡日野町野田246番地２　世帯向住宅野田団地Ａ－２号、前住所岡山県新見市西方1552番地　セシオンＢ102号室
債務者　宮原　広平
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２７１号
愛媛県松山市北藤原町14番地５　マツケンビル206号
債務者　冨田ミサコ
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１６号
愛媛県松山市中村３丁目１番35号　三武マンション102号
債務者　重岡千津子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
長崎県対馬市厳原町豆酘3136番地
債務者　太田　明美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
宮崎市青葉町132番地　コートハウス青葉211号
債務者　三角　朋子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０１号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅261棟15号
債務者　東　多津子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６０号
宮崎県延岡市土々呂町６丁目1810番地１、前住所埼玉県川口市西川口１丁目17番18号　ＲＥＡＬＩＺＥ西川口903号
債務者　首藤　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１６２号
宮崎県延岡市大貫町４丁目1346番地２
債務者　小野知奈美（旧姓笠江）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１０３号
佐賀県唐津市鏡2654番地１　タクロウ団地Ｂ－26号
債務者　大村　健吾
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３４７号
沖縄県那覇市字与儀374番地４　照屋アパート101
債務者　手登根順喜
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１３５２号
福岡市西区富士見２丁目７番５－101号
破産者　森　賢太郎
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４６８号
福岡市中央区草香江２丁目８番23－801号
破産者　松田　　洸
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９８号
福岡県古賀市天神７丁目22番21号
破産者　桜井さち子
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５４３号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目22番18－503号、住民票上の住所福岡県糸島市志摩初424番地25
破産者　原田　達矢
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６２号
福岡市南区井尻５丁目19番20号
破産者　平間　　恵
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６４号
福岡市南区長丘３丁目20番18号
破産者　山口　攝子
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６５号
福岡市南区屋形原３丁目43番６－303号
破産者　吉田　麻紀
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６８号
福岡市南区高宮３丁目10番４－804号
破産者　赤司　浩輔
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部